

三鷹市産業振興計画 2022 (第2次改定)

令和2年3月

「産業と生活が共生する都市」

三 鷹 市

価値創造都市型産業の振興により魅力と活力あふれるまちを目指して

このたび、『第4次三鷹市基本計画』の第2次改定と軌を一にして『三鷹市産業振興計画 2022』の第2次改定を行いました。本計画では、引き続き目標とする都市像を「産業と生活が共生する都市」とし、基本目標を「価値創造都市型産業の振興 ～都市再生とコミュニティ創生に向けて～」と決めました。「価値創造都市型産業」とは業種を問わず、地域の人的・技術的・経済的資源等を有効に活用し、創造性、付加価値性の向上、そして国際競争力の強化等を目指す産業を指しています。さらに、時代の変化に伴う新たな課題への対応を推進するために『第4次三鷹市基本計画』の施策の柱である「都市再生」と「コミュニティ創生」との関連を基本目標に織り込みました。

本計画の改定時における経済状況は、令和元年10月に消費税が8%から10%に引き上げられたこと、米中貿易摩擦や英国のEU（欧州連合）離脱など国内外の経済リスクに加え、新型コロナウイルス（COVID-19）による消費活動や供給面などへの多大な影響により、中小企業の景況は不透明な状況となっています。

また、市内の統計データをみる限り、本計画を初めて策定した平成22年度当時と最新の経済センサス（平成28年）を比較すると市内の製造業事業所数や商店数は大きく減少しています。このことから、事業所数や商店数の減少を食い止めることを数値目標に掲げるとともに、計画における施策について見直しを行いました。

新たに取り組む施策として「事業者の生産性向上に対する支援」、「創業支援制度の拡充」、「事業者に対する相談機能強化」、「事業承継及び災害時の事業継続に向けた支援」、「店舗立地促進の仕組みづくり」、「商業振興における広域連携の推進」、「ジブリ美術館、井の頭公園及び文学者ゆかりの地への来訪者を活かした観光振興」、「大規模な会議等と連携した魅力発信」等掲げることとしました。

今後の経済状況は引き続き不透明ではありますが、三鷹市において価値創造都市型産業の振興による地域経済の活性化をはかるため、事業者の皆様、市民の皆様との協働をさらに推進し、産業と生活が共生した魅力と活力あふれるまちを目指していきたいと考えます。

結びに、計画の策定にあたり、ご参加、ご協力をいただきました市民の皆様、事業者、関係団体の皆様にご心から感謝いたします。今後とも、計画の実行において、引き続きの積極的なご参画をお願い致します。

令和2年（2020年）3月

三鷹市長 河村 孝

—目次—

第1章	計画策定の目的及び背景	1
1	目的	1
2	達成状況	1
3	背景	4
4	関連計画	5
5	国・東京都の動向	7
6	関連団体	7
第2章	基本的な方針	9
1	目標とする都市像	9
2	計画の基本目標	9
3	計画期間	9
4	計画の基本方針	9
5	計画の数値目標	11
6	基本目標・基本方針の具現化に向けて： 「計画期間内に目指すべき地域の姿」	11
第3章	施策の体系	14
1	企業の立地支援	16
2	経営基盤の強化	17
3	SOHO 支援の充実	22
4	商店街の活性化（商店街振興プラン）	23
5	地域と産業のブランド化	26
6	都市型観光の推進	26
7	三鷹市産業振興計画 2022 第2次改定の構成	29
第4章	本計画の内容を確実に実施するための事項	30

第1章 計画改定の目的及び背景

1 目的

平成28年3月に策定した「三鷹市産業振興計画2022（第1次改定）」は、令和34年度を目標年度として、市内産業の活性化における様々な施策に取り組み、一定の成果をあげてきています。しかし、一部の施策は未実施であったり、実施済の施策であっても新しい視点を加えて引き続き取り組まなければならない施策もあります。

令和元年度は、施策の理念とする優先課題として「質の高い防災・減災のまちづくり」を位置付け、成熟した都市の質的向上を目指す「都市再生」と、ともに支えあう地域社会を生み出す「コミュニティ創生」を施策の柱とする「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の改定年度に当たります。

基本計画の改定に併せ、産業と市民生活の良好なバランスを創出するため、引き続き目標とする都市像を「産業と生活が共生する都市」とし、基本目標を「価値創造都市型産業の振興」と定めた上で、新たな課題にも的確に対応する施策を体系づけ、三鷹市の産業振興を具体的に推進することを目的とし、本計画を改定します。

※本計画における「産業」とは、商業・工業・サービス業・建設業に加え、農業も含むものとしています。なお、農業については別途「三鷹市農業振興計画2022」を策定しています。



2 達成状況

○都市型産業を支援し育成する

現状・取り組み状況・課題

計画策定時（平成22年度）と平成28年度の経済センサスにおける三鷹市内の製造業事業所数を比較すると326事業所数から231事業所数、製造品出荷額は1,465億円から336億円となっており、双方とも減少しています。原因としては、大規模事業所の市外への移転、長期的な景気低迷、住宅需要の増加、後継者問題などによる工場の廃業等が考えられ、製造業を取り巻く操業環境は厳しさを増しています。

一方、市内には高度な技術力、研究開発力を有する中小企業及び情報関連産業やコンテンツ関連産業などに加えSOHOの集積も見られます。

三鷹市では、中小企業の経営基盤の強化を支援するため、事業資金の融資あつせんのほか、三鷹商工会や（株）まちづくり三鷹と連携し、アドバイザー派遣、新規市場開拓、新技術開発、特許取得などに対する支援を行っています。

また、住宅と工場の共生を目指し、三鷹市牟礼研究開発センターや三鷹ハイテクセンターの建設による工場の移転・集約化の推進や、特別用途地区の指定などを行い、工場の操業継続を図るほか、平成22年10月には、「三鷹市都市型産業誘致条例」を制定し、事業者の市内移転や増設、市外からの優良企業の進出を支援してきました。

三鷹市では、「SOHO CITY みたか構想」を掲げ、SOHO 施設の整備や民間施設開設者への支援を行うとともに、「SOHO フェスタ」「ビジネスプランコンテスト」を開催するなど、SOHO 集積・支援のための施策について、全国に情報を発信しています。加えて、(株)まちづくり三鷹、NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構、三鷹商工会と連携し創業やコミュニティビジネスへの支援など、新たな都市型産業の育成・誘致への取り組みを行っています。

今後さらに、国際的にも競争力のある価値創造都市型産業の振興及び誘致を図る必要があります。

○魅力ある商店街をつくる

現状・取り組み状況・課題

三鷹市の商店数（小売業及び卸売業）は、計画策定時（平成 22 年度）と平成 28 年度の経済センサスを比較すると、1,134 店舗から 993 店舗となっており、減少傾向が続いています。市内商業圏は三鷹駅前周辺と東八道路沿いにおける大型店、専門店、飲食、業務などのロードサイドに集積されるという二極化が進んでいます。また、近隣商店街は、後継者不足、空き店舗の発生、商店会未加入店舗の存在などの課題により、商店会を解散するところも見受けられ、依然として厳しい状況にあります。商店会や各個店の売上向上等に向けた創意工夫ある取り組みなど、顧客の利用促進や商店数及び販売額の維持・向上が課題となっています。

三鷹市では、商店街は地域になくてはならないコミュニティの核のひとつであると考え、平成 19 年 3 月に「三鷹市商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」を制定し、商店街の活性化を支援しています。

今後、三鷹商工会、三鷹市商店会連合会、NPO 法人みたか都市観光協会、(株)まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構等の関係団体との連携を深めながら、既存の商店会への支援に加え、個店が増えるような施策にも取り組み、消費者のニーズに即したさらなる商業活性化策を実施していくことが必要になります。



○都市型観光の充実を図る

現状・取り組み状況・課題

三鷹市の観光については、平成 13 年 10 月 1 日に開館した「三鷹市立アニメーション美術館（ジブリ美術館）」が、近年では年間 66 万人前後の来館者数で推移しており、知名度の高い観光資源となっています。一方で、同館への来館者は来訪目的を絞る傾向が強く見られ、市内を回遊するまでには至っていません。

平成 19 年に「市民が観光大使」をキーワードに発足した「みたか都市観光協会」（平成 20 年 8 月 NPO 法人化）は、商業関係団体などと協働し、三鷹市立アニメーション美術館や都立井の頭恩賜公園、太宰治など市内の様々な観光資源を活かした地域の活性化を図るため、平成 20 年に「みたか観光案内所」を開設し、平成 30 年に 10 周年を迎えました。

三鷹市では、平成29年に三鷹市観光基本方針を策定し「市民が観光大使～住んでよし、訪れてよしのまち三鷹～」の実現に向け、みたか都市観光協会を中心とした多様な施策を展開しています。

今後は、近隣市と連携した事業展開による交流人口の拡大や東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその後を見据えた広域連携のほか、外国人と市民との交流による観光振興など、三鷹の魅力を市内外に発信することによる観光客の増加に向けた方策とその対応が必要となっています。

○就労を支援する

現状・取り組み状況・課題

三鷹市内の完全失業率は、平成21年7月の5.5%から平成31年2月には2.3%まで下降しています。東京都及びハローワーク三鷹管内における有効求人倍率は、平成29年度以降2倍を超え（平成31年1月時点で東京都2.12、三鷹管内2.30）、雇用情勢は着実に改善しています。

しかし、職種別で見ると、建設、土木、看護、介護、サービス業などの分野において労働者が不足し、労働需要が供給を超過しているとともに、労働者の能力と事業者が求める能力とのミスマッチも見られる状況です。

市としても引き続き国や都と連携して、就業機会の向上や自己啓発の機会を提供することが求められています。

このことから、ハローワーク三鷹やわくわくサポート三鷹、東京しごとセンター多摩などの就労関係機関と協働し、地域就職面接会やツアー型面接会を開催するとともに、若年者や中高年、パートタイム求職者等、各対象別に各種就職支援セミナー等を実施し、就職に対する意識・関心を高めるとともに効果的かつ自立した就職活動を行うよう支援しています。

高齢者に対する就労支援としては、平成15年度から高齢者就業支援事業を行っている「わくわくサポート三鷹」の運営を支援し、高齢者の就労を始め、多様な働き方をサポートしています。

一方、労働相談事業では、「しごとの相談窓口」を月に1回開設し、就職や再就職、キャリア設計、労務相談や年金相談、内職の相談・あっせん等、ハローワーク三鷹等と連携して相談に応じています。

今後は、求職者と雇用者の思惑が食い違うミスマッチが起こらないよう、年齢・対象別の就労支援をきめ細かく実施するとともに、求職者と雇用者が交流してお互いを理解する機会を市が提供しながら、市内人財の活用による人財不足の解消を図ることも必要となっています。また、働き方改革をはじめ、雇用、労働条件、年金など「しごと」を巡る多様なニーズに対応する体制を、ハローワーク三鷹をはじめとする関係機関とさらに連携を密にしながら構築することが課題です。



3 背景

(1) 消費税増税や米中貿易摩擦問題など国内外の経済的リスク

内閣府によると、日本経済は平成24年11月を底に緩やかな景気回復を続けてきており、戦後最長の景気回復期に並んだ可能性もあると言われてはいますが、市内の中小企業にはその恩恵が十分に行き届いていないのが現状です。また、令和元年10月から消費税が8%から10%に引き上げられたことや、米中貿易摩擦や英国のEU（欧州連合）離脱問題などによる国際的な経済リスクがあり、中小企業の景況は不透明な状況となっています。

(2) 宅地化の進展による操業環境の変化

近年、三鷹市では都市計画上の住居系の用途地域に限らず、本来、周辺環境悪化の恐れのない工場に対する利便を図る準工業地域などにおいても、工場・事務所の移転後にマンションが建設されることが多くなっています。これにより、既存の事業所が住宅に囲まれることとなり、音や振動等へ法制限以上の配慮をしない限り、操業継続が困難となる状況に直面しています。

(3) SOHO 育成・集積の強化

「SOHO CITY みたか」への取り組みにおいては、SOHO のブランド化に一定程度の成功を収めています。しかし、近年は他の都市においても SOHO 支援の取り組みが進められ、三鷹市は先進都市として、民間や関係機関との協働のもと、より一層、SOHO 事業者の育成・集積を推進していく必要があります。

(4) 消費者の利便性向上を見据えた市内商店会・商業者の振興となる買物支援の取り組み

高齢者だけの世帯や、高齢者の独り暮らし世帯が増加しており、さらに商店街自体が減少傾向にあることから、日常の買い物が困難な状況におかれる「買い物弱者」といわれる人たちが増加してきています。今後、三鷹市においても一層の少子高齢化が進んでいく中で、誰もが地域で便利に買い物ができるまちづくりを目指し、消費者の利便性向上のための買物環境の整備及び市内商店街・商業者の存続と充実に向けた取り組みを継続する必要があります。



(5) シニア世代の技術・能力の活用

団塊の世代が退職し、事業所ではその世代の持つ高度な技能・技術等の継承が課題となっており、後継者の育成が求められています。三鷹市では地域に回帰した団塊の世代に対し、三鷹ネットワーク大学推進機構、わくわくサポート三鷹などを中心に、本人のセカンドライフの充実に取り組んでいます。今後、高度な技術を保有する方々が技術を活かして地域で活躍できる場を提供することも必要となっています。

4 関連計画

- ・第4次三鷹市基本計画 第2次改定
- ・三鷹市土地利用総合計画 2022 第2次改定
- ・三鷹駅前地区再開発基本計画 2022
- ・三鷹市農業振興計画 2022 第3次改定
- ・みらいを創る三鷹デジタル社会ビジョン（仮称）
- ・三鷹市健康福祉総合計画 2022 第2次改定 等

これらの関連計画と一体となって推進します。

三鷹市では、『第4次三鷹市基本計画』の第2次改定を行っており、施策実施のための基本的考え方については、以下のようになっています。

三鷹市第4次三鷹市基本計画 第2次改定（2次案）

【優先課題～施策推進の理念～】

市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める 質の高い防災・減災まちづくり

【施策の柱】

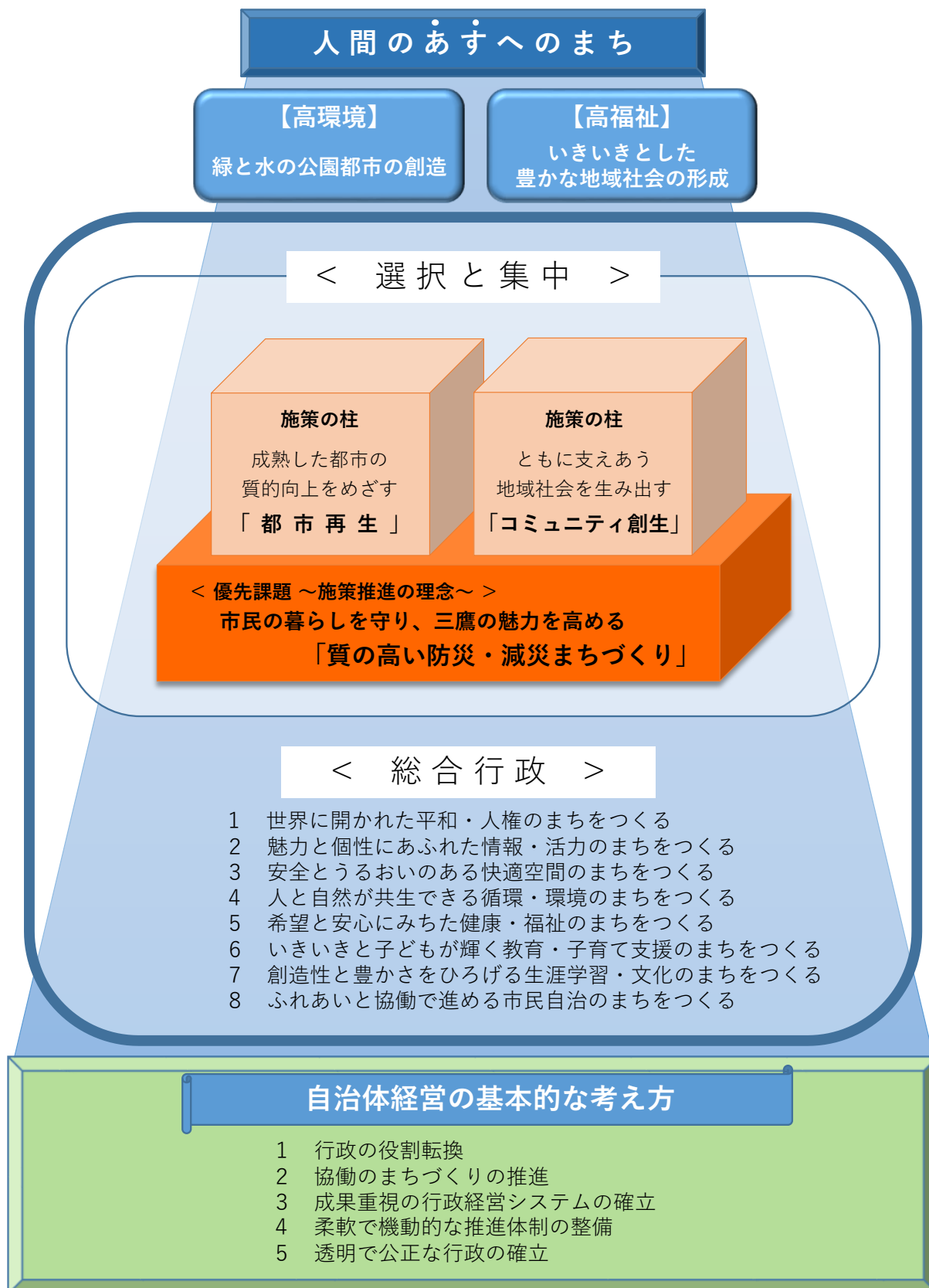
成熟した都市の質的向上をめざす 都市再生

ともに支え合う地域社会を生み出す コミュニティ創生

【SDGs】

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals の略称です。平成27年9月の国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されましたが、SDGsは、国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するため、平成28年（2016年）から平成42年（2030年）までの15年間で達成するために掲げた国際目標です。国連加盟193か国が合意しており、先進国、発展途上国を問わず、経済・社会・環境に関わる広範な課題に、行政・企業・市民などが統合的に取り組むもので、17のゴール・169のターゲットから構成されています。地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っており、平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs エム・ディー・ジーズ：Millennium Development Goals）の後継としています。

三鷹市では、これまでも各施策に位置づけられた事業を横断的・総合的に取り組むことによって事業効果の大幅な向上を図ってきており、国連サミットの採択に先駆けてSDGsの理念と同様の考えで施策を進めてきましたが、一人でも多くの市民がSDGsの理念を理解し、日常生活の中でできることから取り組んでいくことが重要であるという考えから、第4次三鷹市基本計画第2次改定の中で主要施策とSDGsとの関連性をまとめています。



5 国・東京都の動向

- ・産業競争力強化法の改正による創業等支援の拡充
- ・生産性向上特別措置法の制定による中小企業の生産性向上支援
- ・企業立地促進法の改正に伴う地域未来投資促進法の制定
- ・東京都中小企業振興条例の制定

6 関連団体

価値創造都市型産業の振興のため、国・都をはじめ、下記の関連団体と協働して本計画を推進していきます。

・三鷹商工会

商工会は、地域事業者が会員となって、ビジネスやまちづくりのために活動を行う総合経済団体です。「商工会法」に基づき設立され、国や東京都や三鷹市の中小企業施策（経営改善支援事業）や地域の活性化と商工業振興（地域振興事業）の実施機関として、さまざまな事業を実施しています。三鷹商工会には、商業部会、工業部会、建設業部会、サービス部会の業種別の活動のほか、青年部・女性部活動、そして事業別の委員会などが組織されています。



三鷹商工会

・三鷹市商店会連合会

三鷹市内の24の商店会により組織された連合会です。個店だけでなく、大型店やチェーン店等の商店会への加入促進や、市域全体で実施する事業の主体となって商業振興に取り組んでいます。三鷹商工会とともに実施している「まちゼミ事業」をはじめ、買物支援事業など市内の商店会活性化のための様々な取り組みを行っています。

・株式会社まちづくり三鷹

平成11年9月に設立された三鷹市の第三セクターです。同社は「三鷹市と株式会社まちづくり三鷹との協働に関する条例」に基づき、三鷹市全域のまちづくりを総合的に支援することを目的に、市民、地域の諸団体、企業、大学・研究機関等と連携して多種多様な事業を展開しています。株式会社として独自の収益を確保しながら、民間の柔軟性とスピードに加え、自治体の公共性・公益性を兼ね備えた「まちづくり支援機関」として、三鷹市の産業振興と市民主体のまちづくり活動をバックアップしています。



(株)まちづくり三鷹が管理運営している「三鷹産業プラザ」

・特定非営利活動法人三鷹ネットワーク大学推進機構

市内とその周辺の地域資源を活用し、「知的創造の場」の形成とネットワーク化を図ることにより、教育・研究機関の地域への開放と、地域社会における知的ニーズを融合した、

民学産公の協働による新しい形の「地域の大学」をめざしています。三鷹ネットワーク大学は、「教育・学習機能」「研究・開発機能」「窓口・ネットワーク機能」の3つの機能を持ち備え、地域の人財育成、都市活力の再生とより高度な学習の機会を提供するとともに、市民生活の向上に資する新しい技術やシステムの開発支援、多様な団体とのネットワークを活かしたイベントなどを通じて、様々な形での地域活性化に取り組んでいます。

・特定非営利活動法人みたか都市観光協会

平成19年4月に任意団体として設立し、平成20年8月に特定非営利活動法人としての認証を受けました。「市民が観光大使～住んでよし、訪れてよしのまち 三鷹～」をキーワードに掲げ、三鷹駅前の観光案内所の運営の他、三鷹の森フェスティバル等のイベントの企画・運営、市内の観光ルートマップの作成、フィルムコミッション事業など、市民や関連団体との協働により、観光振興に関わる様々な事業を展開しています。



「みたか観光案内所」

・特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク

平成15年12月に開設された三鷹市市民協働センターの企画運営委員会のメンバーが中心となって平成20年10月に特定非営利活動法人としての認証を受けました。広く一般市民を対象に、協働のまちづくりの推進事業、市民活動支援事業、市民参加推進事業、情報の収集及び提供事業並びに三鷹市市民協働センターの維持・管理・運営に関する事業を通じて、市民の力を活かすとともに市民参加と協働を推進し、市民・市民活動団体間のネットワークづくりを行うことにより、いきいきと暮らせる「輝くまち三鷹」の実現に向けて取り組んでいます。

- ・東京都商工会連合会
- ・公益財団法人東京都中小企業振興公社
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構
- ・一般社団法人首都圏産業活性化協会

第2章 基本的な方針

1 目標とする都市像

都市化の進行が一層進んでいく中で、産業と市民生活の良好なバランスを創出するため、価値創造都市型産業の集積と商業環境の充実を図り、地域経済と地域社会がより密接な関係を保つように努める必要があることから、目標とする都市像を引き続き「産業と生活が共生する都市」とします。

2 計画の基本目標

高度に都市化した地域社会を成長の基盤とし、「産業と生活が共生する都市」を創造していく都市的な産業を、「価値創造都市型産業」と総称し、その振興を基本目標とします。

「価値創造都市型産業」とは、環境配慮型・研究開発型の製造業、消費者需要に的確に応える建設業・商業・サービス業、情報関連産業、アニメーション・コンテンツ産業など、地域の人的・技術的・経済的資源を有効活用し、創造性・付加価値性の向上や国際競争力の強化等を目指す産業を指しています。

本計画においても、「価値創造都市型産業の振興」を引き続き基本目標として継承しつつ、「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」に施策の柱として掲げられている「都市再生とコミュニティ創生に向けて」をサブタイトルとして明示し、新たな課題にも対応します。

さらに、第4次三鷹市基本計画第2次改定にも記載のあるとおり、SDGs の理念を推進します。

3 計画期間

本計画の目標年次は、「第4次三鷹市基本計画 第2次改定」の目標年次と同じ令和4年度（2022年）とし、計画期間は令和元年度から令和4年度（2022年）の4年間とします。ただし、社会経済状況の先行きは依然として不透明のため、計画策定後の社会経済状況の変化に応じて見直すものとします。

4 計画の基本方針

目標とする都市像「産業と生活が共生する都市」及び基本目標「価値創造都市型産業の振興 ～都市再生とコミュニティ創生に向けて～」に基づき、基本計画における「都市再生」「コミュニティ創生」の視点も踏まえ、本計画では、以下の5つの基本方針を定め、これに基づき計画を策定します。

①サステナブルな地域産業の形成

新たに進出した事業者と既存事業者との連携による相乗効果や新技術の創出、創業の活性化、既存事業者の市内での操業継続に向けた取り組みを推進し、サステナブル（持続可能）で更に発展してい



SOHO フェスタ(セミナー)

ける地域産業の実現を目指します。

②民学産公の協働によるまちづくり

周辺環境への配慮や災害時における協力体制の強化を図り、市民の事業所に対する理解を深め、市民の生活の質の向上と地域産業の活性化が両立する関係を目指すとともに、市民（民）、大学・研究機関（学）、事業者（産）、行政等（公）がそれぞれの立場・役割を踏まえ協働することによって、地域の活性化を図る民学産公の取り組みを推進します。



三鷹ネットワーク大学での講義の様子

③三鷹ブランド戦略の展開

市内の事業者が持つ技術・製品・商品や地域にある観光資源などを、三鷹ブランドとして認知度を高め、技術・製品・商品などの高付加価値化や観光資源としての魅力向上を図り、地域産業の活性化を目指します。



TAKA-1 認定商品

④都市整備と産業振興施策との連携

地域産業の活性化のため、駅前再開発の基盤整備、特別用途地区の指定、適正な土地利用の推進など都市計画との調整を図り、都市整備と産業振興施策が連携したまちづくりを推進します。



三鷹ハイテクセンター

⑤ICT（情報通信技術）のより一層の活用

クラウドファンディングによる資金調達支援、観光振興におけるウェブサイトを通じた多言語での情報発信、SNS等を介したコミュニケーション、アプリケーションの提供などICTの導入をより一層推進するとともに、新たなビジネスの創出を促し、ICTの活用による産業の活性化と市民生活の向上を目指します。



キャッシュレス決済（三鷹駅南口駐輪場）

5 計画の数値目標

上記5項目を目に見える目標をもって進めるため、各種数値目標を基本計画に設定した項目に準拠し進めます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年度)	前期実績値 (平成26年度)	中期実績値 (平成30年度)	目標値 (令和4年度)
製造業事業所数	326事業所 (平成21年)	274事業所 (平成24年)	231事業所 (平成28年)	240事業所
製造品出荷額	146,539百万円 (平成20年)	96,503百万円 (平成24年)	33,653百万円 (平成28年)	35,000百万円
SOHO集積施設数及 び入居事業者数	8施設 98事業者	12施設 104事業者	11施設 101事業者	12施設 105事業者
商店数(小売業及び 卸売業)	1,134店舗 (平成21年)	1,057店舗 (平成24年)	993店舗 (平成28年)	1,000店舗
小売販売額	129,052百万円 (平成19年)	104,302百万円 (平成24年)	139,907百万円 (平成28年)	140,000百万円
観光案内所訪問者数	24,876人	28,265人	30,996人	32,000人
高齢者就業支援事業・就職面接 会の利用者(内定者)数	4,372人 (198人)	3,274人 (181人)	2,318人 (140人)	3,000人 (180人)

引用：第4次三鷹市基本計画 第2次改定(2次案)

6 基本目標・基本方針の具現化に向けて：「計画期間内に目指すべき地域の姿」

東日本大震災を経て、被災者の生活を維持する上で、住民と地域の事業者が必要な役割を担い、支えあってきたことが明らかになりました。

三鷹市では事業者も「市民」の一員として、日ごろから互いの立場をわかりあい、協力しながら行動していくことが重要であると認識しています。

少子高齢化にあって、事業者には住民の生活環境に配慮した事業環境の形成だけでなく、今後は地域貢献活動等を通じて、地域コミュニティの創生に積極的に関わり、その役割を担うことがいっそう期待されます。

住民においては、事業者の存在意義・活動への理解を深め、「共助」の考え方にに基づき、「産業」は都市を形成していく上での重要な要素であるとの理解を深めることが必要です。「産業と生活が共生する都市」としてまちづくりを進めるにあたっては、事業者の果たす様々な役割が理解されることで、今後もよりよい地域づくりに取り組んでいくことができます。

このことから、「計画期間内に目指すべき地域の姿」を「基本目標・基本方針の具現化に向けて」として示します。

この姿は言うまでもなく、社会情勢や諸制度・ニーズ等の変化や変更に対応するために、事業期間の間に見直しを実施することとします。

【計画期間内に目指すべき地域の姿】

◎サステナブルな地域産業の形成

・少子高齢社会となるが、住民の事業所に対する理解が進み、また事業者の操業環境への配慮などや地域貢献活動などが充実することで、三鷹らしいコミュニティが育ち、既存事業者の操業継続・定着が図られるとともに新規事業者が進出しやすい環境となっています。このことで、市民向けの新たな製品・サービスの創出が促進され、事業者の近隣住民に対する配慮がさらに充実し、高環境都市へ向かっています。



・事業者及び関係機関との協働の成果として「SOHO CITY みたか」がいっそう定着し、SOHO 施設、SOHO 事業者が増え、新たな情報通信産業やコンテンツ産業を担う事業者の活躍により、市内の活性化が図られています。



・地域団体、商店会、市、関係機関の連携による買物支援やコミュニティビジネスのさらなる創出によって、市内事業者が活性化するとともに、市民が安心して生活できる環境がより充実しています。



・市内事業者による同業種連携、異業種連携がより活発化することにより、ビジネスマッチングや人財育成などが進み、課題解決や新規事業の創出、既存事業者の発展が促進される環境がいっそう推進されています。



◎民学産公の協働によるまちづくり

・新たな研究成果などが積極的にPR・活用され、新たな商品・製品・サービスの認知だけでなく、広く市内事業者の認知度が高まり、操業環境の確保と良質な労働力の確保につながっています。



・NPO 法人三鷹ネットワーク大学推進機構を中心とした民学産公の取り組みの推進により、新たな事業や発明、新分野への活用方法の研究や開発が進んでいます。例えば六次産業を軸とした市民向けの商品・製品・サービスなどを提供する都市型の新規事業者が創業し、加えて雇用も創出されるなど、市民生活の安定感がもたらされています。



◎三鷹ブランド戦略の展開

- ・今ある優良な地域資源を基に、さらなる人財の発掘・育成により構築された新たな人財ネットワークが活用され、市内事業者の連携により、新たな商品・製品・サービスの提供など、「三鷹発の商品・製品・サービス」が創出されることで、市内事業者の意識・事業活動高揚につながるとともに、市民からも「三鷹ブランド」の再認識と愛着を得るようになっていきます。



◎都市基盤と産業振興施策の連携

- ・三鷹駅前への再開発が進み、「市の玄関口」にふさわしい活性化の拠点として整備され、一方で、協働で整備された地域ルールに基づき、歩行者と車が分離された安全で快適な歩行空間を確保することで買物を楽しめるまちづくりが進み、市民の利便性が高まっています。



- ・「特別用途地区」の指定など都市計画制度を活用し、居住者と事業者が連携した三鷹らしいコミュニティが築かれ、既存事業者の操業継続・定着と新規事業者が進出しやすい環境となっています。



◎ICT（情報通信技術）のより一層の活用

- ・市内 ICT 事業者等が中心となり、誰にとっても手軽で身近な ICT を活用したサービスを市内で新たに構築することにより、市内事業者の新たな経営基盤確立がもたらされるとともに、市民にとって効率的かつ豊かな暮らしができるようになっていきます。
- ・高度な情報通信技術の活用による、地域の観光スポットや、市内事業者の商品・製品・サービスの情報提供が促進され、市民や来街者がその情報を活用するとともに、自ら情報発信を行う双方向のコミュニケーションが充実し、地域のにぎわいの創出を始めとした地域の活性化がより一層図られています。



第3章 施策の体系

価値創造都市型産業の振興にあたっては、先に掲げられた5つの基本方針を基に、都市像「産業と生活が共生する都市」を目指し、以下の6つを施策の柱として掲げ、関係機関と連携しながら施策を推進します。

なお、各施策の後ろにあるマークは概ねどの産業分野に関する施策であるかを示しています。



・・・ものづくり・建設分野



・・・商業・生活関連サービス



・・・情報関連・コンテンツ分野



・・・観光関連分野



三鷹阿波おどり



三鷹市技能功労者・農業功労者表彰式



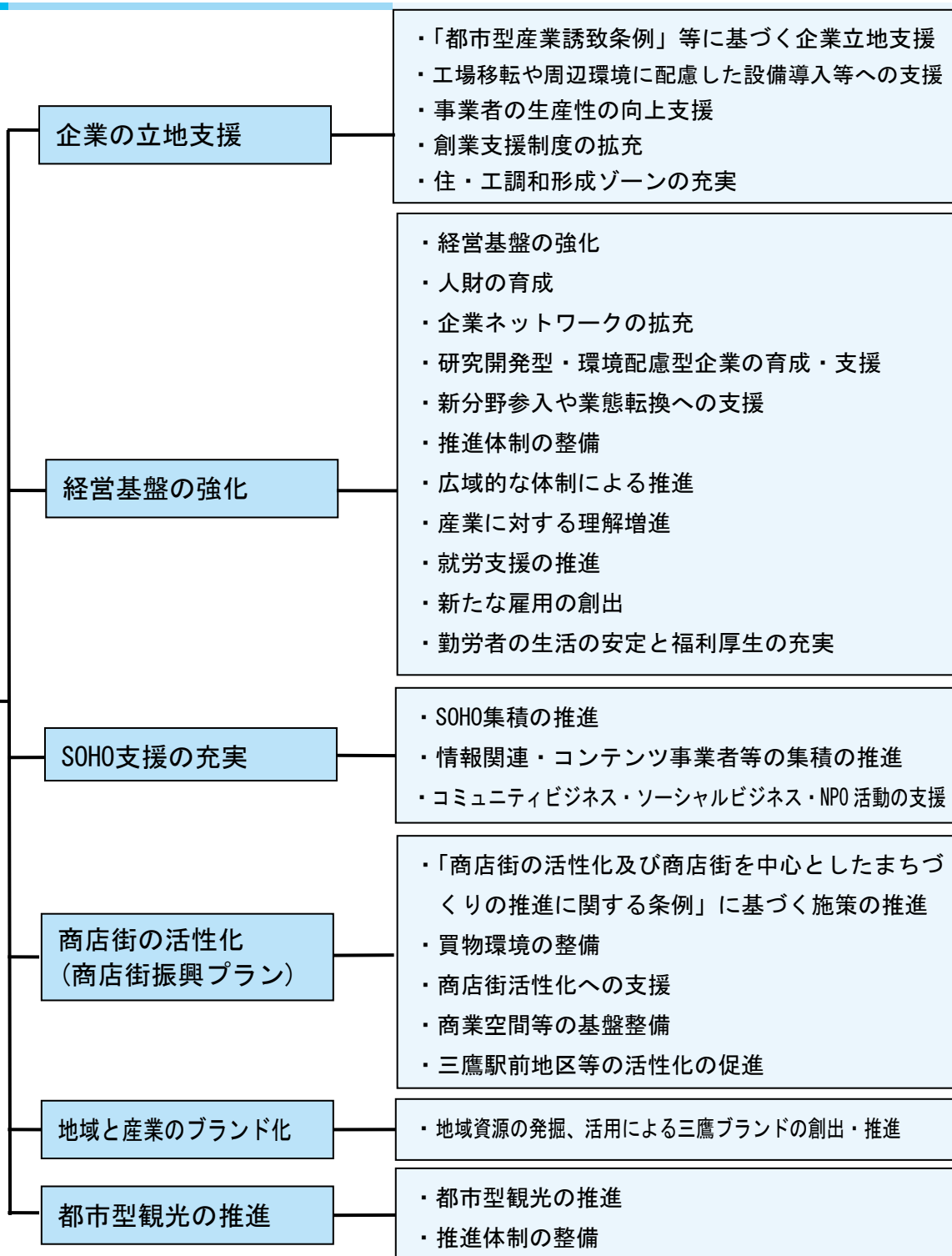
商店会主催の盆踊り

基本目標

施策の柱

施策

価値創造都市型産業の振興



1 企業の立地支援

市内への新たな事業者の進出、創業環境の充実、都市計画制度の活用を含めた市内企業の操業継続に向けた取り組みなどを推進し、市内での事業者の立地支援を行います。

「都市型産業誘致条例」等に基づく企業立地支援



・「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進

「都市型産業誘致条例」に基づき、市内への優良企業の誘致を推進するとともに、市内事業所の増設や移転を支援します。取り組みにあたっては、市が所有する未利用地や企業の移転後の跡地の活用等について、都市再生と連動して取り組みます。また、関係団体との連携を深め、企業の情報収集に努めます。

・「都市型産業誘致条例」が10年を経過した後の重層的な施策の展開

「都市型産業誘致条例」は令和3年3月31日をもって制定から10年が経過し、効力を失います。このことから、これまでの取り組みの成果を踏まえ、事業者や三鷹商工会等の関係機関との情報共有体制を強化して事業所が移転する前段階での情報把握に努めるとともに、公共用地や都市計画制度の活用などにより大規模な事業者に限らない多様な事業所の立地を支援します。さらに、東京都の補助制度を活用し、事業者が市内に移転する際、建築、引越しに係る費用や使われていない既存の工場等の改修費用に対する助成を行うとともに、既存の事業者向け融資あっせん制度の要件の緩和や限度額の引き上げを行い、事業者の資金繰りを支援し、市内事業者の増加を図ります。



周辺の居住環境に配慮し
建築された事業所(下連雀)

工場移転や周辺環境に配慮した設備導入等への支援



・周辺環境に配慮した建替えや改築等への支援の拡充

都市計画上、操業継続が困難になっている市内事業所に対して、都市計画制度や東京都と連携した支援制度の活用により工場の建替えや工業系用途地域への市内移転を支援します。また、住工混在地域での住環境に配慮した施設・設備の導入、事業所の改築、耐震補強等を行うにあたり、国・東京都などの関係機関の制度を活用して支援します。さらに、中小企業が行う環境に配慮した設備導入等における、金融機関からの借り入れ資金に対する利子補給を行います。

・工場敷地内の緑化の促進



事業者の生産性の向上支援

・三鷹市導入促進基本計画に基づく事業者の生産性の向上支援

生産性向上特別措置法に基づく「三鷹市導入促進基本計画」により、事業者が計画期間内

に労働生産性を一定程度向上させるため、事業者自ら先端設備等を導入する計画を策定し、市が認定することで、設備導入に係る税制上の支援等を行い、事業者の利益の拡大や市内経済の活性化につなげる取り組みを進めます。



創業支援制度の拡充

・創業支援制度の拡充

創業環境の改善を目指し、インキュベーション施設の充実等を推進するとともに、三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構、みたか市民協働ネットワークなどの関係団体と連携して、創業に関する講座・セミナーの実施やインキュベーションマネージャーの配置等、多様な分野における創業支援を推進します。なかでも、女性・若者・シニア層の創業に向けた支援を充実させ、相談窓口の周知を強化するとともに、創業を応援するまち三鷹を市内外にPRしていきます。



ミタカフェ
(三鷹産業プラザ内)

また、国と連携しながら平成30年度に改定した三鷹市創業支援等事業計画に基づき、創業支援のみならず創業に関する普及啓発を行うなど創業機運醸成を図る「創業支援等事業」についても重点的に実施していきます。

さらに、創業等支援補助金の要件緩和やクラウドファンディングなど新しい手法による資金調達支援にも取り組みます。



住・工調和形成ゾーンの充実

・特別用途地区等都市計画制度の活用

用途地域上の問題から建替えが困難な事業者が立地する地域において、特別用途地区や地区計画制度など、都市計画制度を活用し、地域住民の理解を得て、住環境に配慮しながら、事業所の操業継続を支援します。

・工場・事業所の移転跡地の適正な利用誘導

2 経営基盤の強化

新技術開発、新分野への参入支援、新たな販路開拓、人材の育成、市内事業者間のネットワークの構築などを支援し、市内事業者の操業環境・経営環境の強化を図ります。



経営基盤の強化

・新技術開発・新規市場開拓への支援

中小企業の経営基盤を強化するため、三鷹商工会と連携し、新技術開発、ISO等国際規格の取得による企業の競争力の強化や国内外の展示会等への参加による技術や製品のPRを支援し、市内産業の活性化を促進します。



SOHO フェスタ(セミナー会場)

- ・ 地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進【再掲】

- ・ 公共事業に対する参入の促進

技術力や財務体質等の強化により品質向上を図るための必要な方策について支援を行うことにより、市内事業所が「付加価値の高い選ばれる事業所」に進化し公共事業に優位に参入できるような環境づくりを促進します。

- ・ 事業者と三鷹産業プラザとの連携

事業者が積極的にビジネス展開できるまちをめざして、(株)まちづくり三鷹と連携して、三鷹産業プラザ内でのコワーキングスペース、サテライトオフィス、精密測定機械室等の運営を通じ、事業者に対する支援の充実を図ります。また、同じく三鷹産業プラザ内に設置されている、3Dプリンターやレーザーカッター等不デジタル加工機を揃えたファブスペースについては、民間事業者の経営ノウハウを最大限に活かすとともに市、(株)まちづくり三鷹及び民間事業者の三者協働により運営し、ものづくりを中心とした起業・兼業・副業など多様な働き方の創出及び「ものづくり」を中心としたコミュニティづくりを推進します。



ファブスペースみたか
(三鷹産業プラザ内)

- ・ 相談機能の強化

事業者が抱える課題が複雑化かつ多様化してきていることから、事業者が必要な支援を受けられるとともに、市及び三鷹商工会などの関係機関がそれぞれ実施している既存の支援策の有機的連携が可能となるよう、相談員を新たに配置しアウトリーチを含めた相談機能について強化していきます。

- ・ 事業承継及び災害時の事業継続に向けた支援

平成30年度税制改正により事業承継に伴う相続税や贈与税の猶予・免除の要件が大幅に緩和されたことを踏まえ、三鷹商工会、多摩・島しょ経営支援拠点(東京都商工会連合会内)、東京都多摩地域事業引継ぎ支援センターなどの関係機関と連携して事業承継に係る支援を行っていきます。また、事業者の経営状況に応じて、廃業支援を行う関係機関とも適宜連携していきます。

この他、被災後に速やかに事業の再興を図るための事前の備えである事業継続計画(BCP)について、三鷹商工会と連携して事業者の計画策定支援を行います。

- ・ 事業資金融資あっせん制度の充実

事業者向け融資あっせん制度の要件や限度額の見直し・拡充を行い、事業者の資金繰り支援を強化します。

- ・ (株)まちづくり三鷹と連携したビジネス支援の充実

- ・ ICTの活用に向けた支援

- ・ 経営者の資質向上支援

人財の育成



- ・三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した人財育成の推進

三鷹商工会女性部・青年部・異業種交流プラザ等の活発な活動への支援を継続し、女性・若者の活躍の場の拡大を図ります。

また、三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等との連携を強化し、関係団体が実施している研修事業等を通じて、効果的な人財育成を図ります。あわせて事業者のネットワーク化を推進するとともに、女性・若者等のスキルアップの取り組み等を支援します。

- ・市内事業者と求職者との相互理解の推進

女性・若者を中心とした求職者に市内事業者への興味・認識を高めてもらえるよう、求職者と市内事業者が交流できる場を創出するなど、「三鷹の事業所で働く」ということを事業者が積極的にアピールできる戦略を推進します。

- ・インターンシップ制度の導入の検討
- ・小・中学生の体験学習等への協力

企業ネットワークの拡充



- ・共同開発やビジネスマッチングの支援

市内事業者の一層の振興を図るため、三鷹商工会内に設置されている「ものづくり産業活性化ネットワーク委員会」への支援をはじめ、三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構などの関係機関と協働で多業種の事業者のネットワーク化を進め、共同研究・共同開発、新たな販路開拓やPR、ビジネスマッチングを支援します。



SOHO フェスタ(展示会場)

- ・イベント事業や同業種・異業種交流等の拡充

同業種や異業種の経営者が新たなビジネスに向けた交流を行える仕組みづくりを支援し、活発な交流を促します。また、武蔵野市や小金井市といった近隣市とも連携しながら、産業フェスタやSOHO フェスタ等のイベントを通じた企業間交流を促します。



武蔵野エリア産業フェスタ

- ・市内企業間の情報共有の推進

研究開発型・環境配慮型企業の育成・支援



- ・三鷹ネットワーク大学推進機構を通じた民学産公の連携による新技術等の研究・開発や産業の支援・創出
- ・事業者と三鷹産業プラザとの連携【再掲】
- ・特許等知的財産権の取得の支援



新分野参入や業態転換への支援

- ・ 新分野参入や業態転換への支援

市内の中小企業が成長の期待される分野への参入や社会のニーズに即した業態転換を行う際、新たに必要となる技術指導、相談事業、情報提供を行うとともに、国・東京都をはじめとする関係団体の支援制度を活用して、経営基盤の強化を支援します。



推進体制の整備

- ・ 農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進

農業者と商工業者が連携した6次産業などの新サービス・商品の開発等の取り組みや、大学・研究機関、東京むさし農業協同組合、みたか市民協働ネットワーク、三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した共同研究・開発、情報提供等を推進します。



広域的な体制による推進

- ・ 武蔵野エリア産業フェスタ実行委員会との連携
- ・ 一般社団法人首都圏産業活性化協会との連携



産業に対する理解増進

- ・ 産業観光の推進

高い技術を有する企業の工場や歴史ある企業が所有する建物などを活用した観光ルート、商店街の空き店舗を活用した体験工房、市街地で活躍する事業者や技術者の技能に親しむなどの産業観光の取り組みを検討し、来街者の増加と市民の産業に対する理解増進を推進します。

- ・ 地域でのコミュニティ活動、地域貢献、災害協力の取り組みの促進
- ・ 小中学生の体験学習等への協力【再掲】



就労支援の推進

・就労支援団体との連携による就職面接会・就職支援セミナーの開催

ハローワーク三鷹、東京しごとセンター多摩などの就労支援団体との連携を深め、若年者から中高年まで様々な年代に対応した就職面接会・就職支援セミナーを開催し、市民の就職機会の拡大や就職に向けたスキルアップを支援します。また、中高年者に対しては再就職活動等に関するセミナーを開催するなど、就労支援の充実を図ります。



就職支援セミナー

・高齢者就業支援事業の推進

高齢者就業支援事業（わくわくサポート三鷹）における就職相談や事業所開拓の取り組みを推進し、高齢者の能力や経験を活用できる雇用機会の増加を図ります。

・しごとの相談・情報提供の充実

三鷹産業プラザで毎月開催している就労・年金・内職など「しごと」に関する総合的な相談窓口を充実します。また、ハローワークをはじめとする関係団体の就労支援の内容等を掲載した総合的な情報ガイドブックを作成し、就労希望者等への情報提供を行います。

・多様な働き方への支援

ファブスペース、コワーキングスペース、サテライトオフィスなどを活用するとともに、起業・副業・兼業など、これまでの就業形態に捉われない、多様化する現代の働き方への支援を関係機関等と連携しながら行います。

・障がい者就労受け入れ事業所との連携



新たな雇用の創出

・「都市型産業誘致条例」等に基づく企業立地支援【再掲】

・SOHOの起業・継続支援の拡充及びICT産業の育成【再掲】

・コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援【再掲】



勤労者の生活の安定と福利厚生の実現

・一般財団法人三鷹市勤労者福祉サービスセンター事業の推進

一般財団法人勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、市内中小企業の事業主や勤労者、中小企業に勤務する市民の福利厚生の実現、ライフ・ワーク・バランスの推進、勤労者が安心して働ける環境づくりを進めます。

・多摩東部地域産業保健センター事業との連携・推進

・ライフ・ワーク・バランスの実現に向けた啓発事業の実施

3 SOHO 支援の充実

「SOHO CITY みたか」のさらなる推進を図るため、SOHO 事業者の集積と育成、情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進、コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス・NPO 活動に対する支援を行います。

SOHO 集積の推進



・ SOHO の起業・継続支援の拡充及び ICT 産業の育成

SOHO のさらなる集積を図るため、(株)まちづくり三鷹など関係団体と協働で、インキュベーション施設の運営を行い、SOHO の起業・継続支援の拡充を図ります。また、ICT 事業者協会等への支援を通じて、ICT 産業の育成を推進します。



SOHO パイロットオフィス

・ SOHO 事業者のネットワーク強化の支援

情報関連・コンテンツ事業者等の集積の推進



・ 情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進

価値創造都市型産業として発展・成長が期待される情報関連・アニメーション等のコンテンツ分野の事業者の集積を推進するとともに、ビジネスにつながるよう事業者間のネットワーク化を支援します。また、三鷹 ICT 事業者協会等の活動を支援し、集積効果を活かした事業の拡大を支援します。



インディーズアニメフェスタ

・ アニメーション関連情報の発信

コミュニティビジネス・ソーシャルビジネス・NPO 活動の支援



・ コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO 活動の支援

地域の課題を地域資源の活用によりビジネス的な手法によって解決を目指すコミュニティビジネスに加え、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組むソーシャルビジネスの創業の支援・育成を進めます。また、NPO 法人に対する融資の利子補給制度等を通じて、NPO の活動を支援します。

4 商店街の活性化（商店街振興プラン）

市内商店街の活性化を推進するため、施策の柱の一つである「商店街の活性化」を「商店街振興プラン」と位置づけ、買物支援を始め、商店会のイベントなど、商店街活性化に向けた取り組みを支援します。

「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進



・「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進

商店会が実施するイベントや施設整備、関係団体が協働で実施する「まちゼミ」や「ちょい呑みフェスティバル」などの市民に個店を知ってもらうための取り組みのほか、関係団体や民間事業者によるチャレンジショップ、シェアキッチンなどの商店街での開店を促進する環境整備を支援します。支援にあたっては、商店街におけるにぎわいと交流の場の創出と消費者の利便性の向上等に配慮し、商店街が担う地域のコミュニティ機能を生かしたまちづくりを推進します。さらに、商店会や商工会への加入促進の取り組みへの支援も強化していきます。



買物環境の整備

・買物環境の整備及び商店街のにぎわいづくりの推進

市、三鷹商工会、三鷹市商店会連合会、(株)まちづくり三鷹など市内関係7団体からなる買物支援事業本部として、大沢地域など商店が減少している地域において主体的に買物支援事業に取り組む地域ケアネットワークなどの地域団体等と連携しながら、消費者の利便性向上を図ります。加えて、協議会（商店会）が実施するマルシェ（定期市）などの事業構築、拡充への協力や買物応援キャラバン隊の活用促進などによる支援を行い、商店街のにぎわいづくりと、市民が楽しんで買い物ができる環境整備を推進します。

また、福祉施設の送迎バス等を活用した買物支援について、市内での取組事例を参考に、全市的な展開を検討します。さらに、用途地域による制限の緩和など、都市計画的手法を活用した住環境と調和する商業環境の充実を図ります。

・交通事業者との連携

商店会とタクシー事業者等の連携による買物支援策への支援やJR等の交通事業者との連携によるイベント実施などを通じて商店街活性化を図ります。また、バス事業者や都市交通所管部署と連携して、市内での買物が身近になるよう商店街など商業集積地を結ぶバスルートの検討を進めます。



商店街活性化への支援

・三鷹商工会・三鷹市商店会連合会・各商店会の活動・組織強化への支援

三鷹商工会、三鷹市商店会連合会、商店会等が実施する会員増強策となる取り組みを支援し、組織率の向上を図り、関係団体の活動を促進します。

・空き店舗活用の推進

みたか市民協働ネットワーク、三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹などの関係団体と連携して三鷹中央ビルの空き店舗を活用した「みたかスペースあい」や「天文・科学情報スペース」の取り組みを支援し、検証します。また、事業所集積によるまちの魅力向上につなげるため、空き店舗への新規店舗や不足業種の立地を促進します。



みたかスペースあい

・まちづくり推進地区の指定等による活性化の支援

連雀通り商店街地区など、まちづくり推進地区に指定され、商店街の活性化が整備方針として定められた地域について、地元商店会や関係団体と連携し、地域の実情に即した商店街の活性化策の検討を支援します。なお、道路の拡幅等を伴う地域については、必要な施設の整備についても検討し、商店街の活性化に取り組みます。

・市民による地域情報発信支援

みたか都市観光協会や(株)まちづくり三鷹などと連携して市民による地域情報発信を支援し、三鷹のおすすめ情報のウェブサイトや SNS による発信を通じて、市内商店の PR など行っていきます。

・消費者ニーズの把握と活用の支援

・事業所集積による活性化の推進

・店舗立地促進の仕組みづくり

(株)まちづくり三鷹、三鷹商工会、市の3者協働により、消費者のニーズに即した店舗立地促進のための仕組みづくりを進め、商店街や個店を支援するための不動産事業者との情報共有や新たな地域ポータルサイトの構築などを検討していきます。

・スーパー・チェーン店との共存・共栄策の推進

・イベント・販売促進事業等への支援

・ボランティア・ポイント制度（仮称）の検討

三鷹ネットワーク大学推進機構との協働により、市民の社会貢献活動への参加、健康づくり等を促進し地域での活動の幅を広げるための「ボランティア・ポイント制度（仮称）」の検討を行います。

・商業振興における広域連携の推進

三鷹商工会等が実施している三鷹駅北口などの他地域と連携した「三鷹ちよい呑みフェスティバル」のような、市域に捉われない商圈ベースによる商業振興を推進していきます。



商業空間等の基盤整備

- ・ 地域商店街のバリアフリー化の推進

地域の身近な商店街として、全ての人々が安心して買い物ができるよう、歩道の拡幅や段差の改良に併せて、各店舗のバリアフリー化を誘導します。

- ・ 地区計画・特別用途地区等都市計画制度の活用
- ・ 駐輪場・駐車場、荷捌きスペースや共同集荷場等整備の支援
- ・ 商店街街路灯整備事業の推進
- ・ 店舗の共同・集約化の検討



三鷹駅前地区等の活性化の促進

- ・ 三鷹駅前地区のにぎわいの創出

三鷹駅前再開発事業の進捗に合わせた、商業をはじめとする多様な産業の集積とにぎわいのある広場空間の創出により、多くの人々が様々な目的で集う環境を整えることで地域の交流人口の拡大を図ります。取り組みにあたっては、商店会等の関係団体や市民と連携し、必要に応じて中心市街地活性化法や都市再生特別措置法など国や都の支援制度の活用を検討しながら、イベント開催や魅力的な店舗の立地促進により、さらなる地域の活性化に取り組みます。

- ・ 「三鷹駅前地区再開発基本計画」の推進
- ・ 中央通り買物空間整備事業の推進
- ・ 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進



「三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業」における「三鷹駅前の森」のイメージ

5 地域と産業のブランド化

市内事業者の持つ技術・商品・サービスなどを三鷹ブランドとして展開を図ります。

地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進



・地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進

まだ知られていない地域資源（観光資源、中小企業が持つ特色ある商品、サービス、高度な技術、製品）の発掘及び開発を推進し、付加価値の向上や販売促進に向けたアドバイス等、トータル的に支援を行う仕組みを検討します。また、平成 24 年度から三鷹のおみやげとして認定している「TAKA-1」の商品等については、みたか都市観光協会、三鷹商工会、(株)まちづくり三鷹と連携した市内外へのさらなる PR により、「三鷹ブランド」としての周知を図り、三鷹のブランディングを推進します。さらに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えた今後の「TAKA-1」のあり方についても関係団体と検討していきます。



TAKA-1 認定ロゴマーク

6 都市型観光の推進

にぎわい創造や来訪者と市民の交流の促進によるまちの活性化をめざし、みたか都市観光協会とともに「三鷹らしい」都市型観光の取り組みを推進します。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据え、外国人も楽しめるまちづくりの推進に向けて、外国語マップの作成や分かりやすい標記の案内サインの整備などについて関係部署と連携して進めます。

都市型観光の推進



・三鷹市観光基本方針に基づく施策の推進

市民、事業者及び市による三鷹らしい「民学産公の協働」による観光事業を数多く創出していくための指針である「三鷹市観光基本方針」に基づき、「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、市内外から訪れるあらゆる世代の人々が楽しめる多様な施策を推進していきます。



三鷹の森フェスティバル

・ジブリ美術館、井の頭公園及び文学者ゆかりの地への来訪者を活かした観光振興

三鷹市立アニメーション美術館（ジブリ美術館）や都立井の頭恩賜公園には、国内外から年間百万人を超える多くの観光客が来訪します。また、太宰治関連スポット、山本有三記念館をはじめとした文学者たちのゆかりのスポットなど熱烈なファンを集める観光資源があ

ります。これらの来訪者が市内での買物、食事、まち歩きツアーなどを楽しみ、より多くの時間を過ごせるよう、まち並み整備、魅力的な商店街づくり、観光資源の周知・PR、交通手段の整備などについて、市民、事業者、庁内関連部署と協働で取り組んでいきます。

・外国人観光客の受け入れ体制の充実

市内には国際基督教大学（ICU）や杏林大学井の頭キャンパスなど、多くの外国人が在学・在勤しています。外国人観光客とともに在住・在勤・在活動外国籍市民などによって、魅力的なまちづくりを推進するため、外国語マップの作成や市内各種案内表示及び観光サイトの多言語化などを行っています。

・三鷹フィルムコミッションによるロケの誘致及び情報発信による地域活性化

みたか都市観光協会内に設置されている三鷹フィルムコミッションの活動を支援し、映画やドラマのロケの誘致に積極的に取り組み、地域の魅力を情報発信するほか、映像作品等の制作者の交流等を通じて、ロケ地としての魅力を広め地域活性化をめざします。

・アニメーション文化を活かした地域活性化

世界のアニメーションや日本を中心とした若手クリエイターの作品に触れられる三鷹の森アニメフェスタやアニメーション関連企業の集積など、アニメーション文化を活かした地域活性化に取り組みます。

・コミュニティツーリズムと広域連携の推進

まち歩きや人との交流を目的とした「三鷹らしい」都市型観光の振興を推進するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後も見据えて、国内外に向けて効果的な三鷹の魅力の発信を行い、地域の活性化をめざします。

また、近隣自治体や観光協会と広域的な連携を図り、「武蔵野・三鷹・小金井魅力向上プロジェクト」をはじめとし、多様な観光事業の創出を通して市民交流人口の拡大を図ります。



三鷹「通」養成講座

・地域資源の発掘、活用による三鷹ブランドの創出・推進【一部再掲】

地域資源を発掘及び創出し、付加価値の向上や販売促進に向けたコーディネートなど、みたか都市観光協会が中心となって、トータル的に支援を行う仕組みを検討します。また、大沢地区の自然環境、古民家や国立天文台、星と森と絵本の家などの観光資源を三鷹のブランドの一つとして情報発信するとともに、来訪者の受け入れ環境の整備を進めます。さらに、「TAKA-1」などの地域の特産品やお土産のPRを進めます。

・交通事業者との連携

バス事業者と連携し、観光訪問客の利便性の向上を目指し、市内観光スポットと鉄道駅を回遊するバスルートの検討を進めます。

・大規模な会議等と連携した魅力発信

三鷹産業プラザなど市内の施設による会議・研修・学会・展示会などを開催する際、主催者と連携して三鷹の魅力を発信する時間を設け、市外からの観光や消費活動によるにぎわいづくりに取り組んでいきます。

・産業観光の推進【再掲】

- ・ 姉妹友好市町村等との観光交流の推進
- ・ ICT技術を活用した観光の振興

ウェブサイトを通じた多言語での情報発信、SNS等を介したコミュニケーション、アプリケーションの提供など、初めて三鷹を訪れる観光客でも利用しやすく目的とする場所や観光資源を回遊することができるよう ICT 技術を活用し、三鷹に興味を持ち集客や買い物にもつなげる観光振興を図ります。



推進体制の整備

- ・ みたか都市観光協会の運営基盤強化

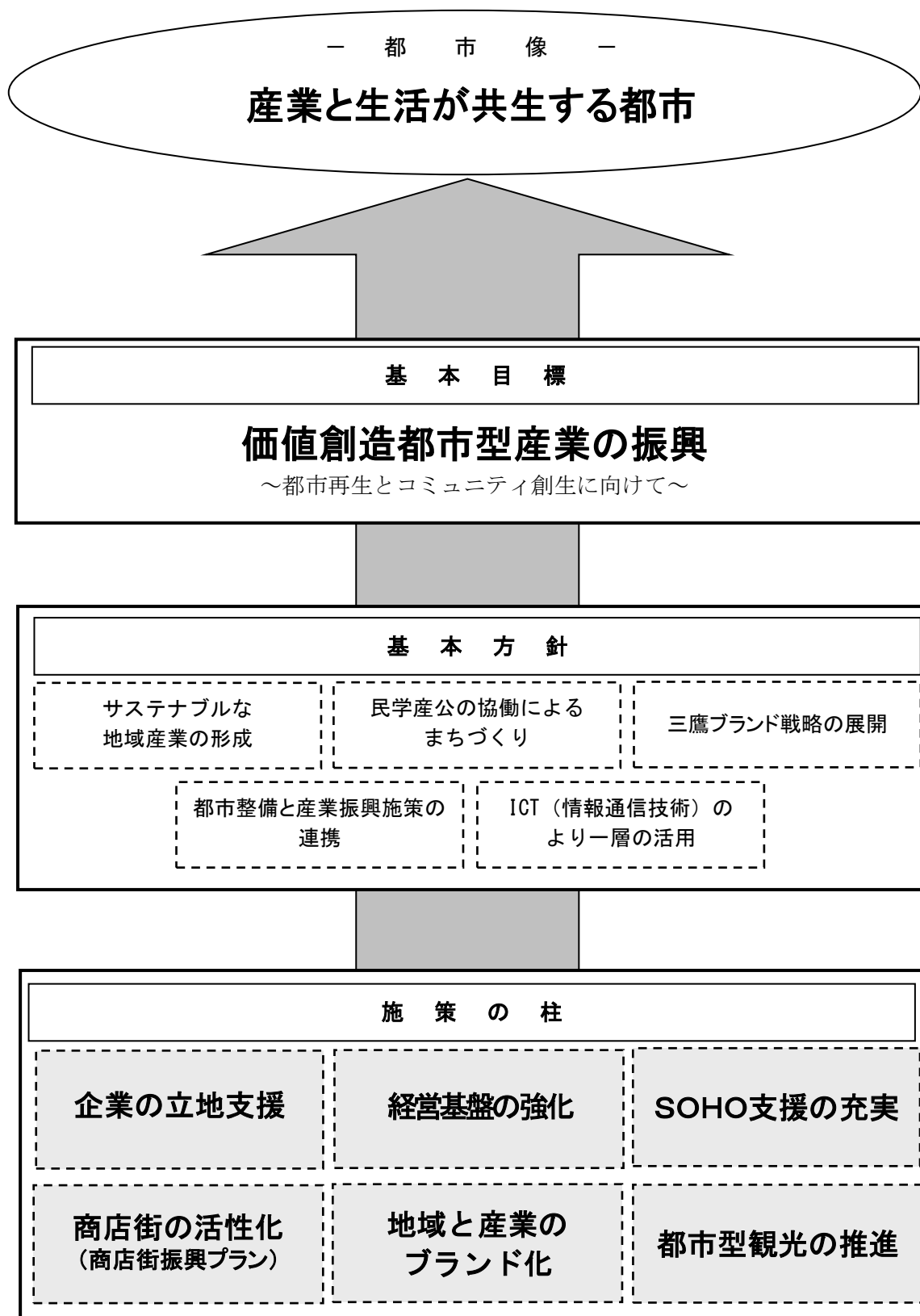
みたか都市観光協会の運営基盤の強化のため、事務所スペースの拡充など、活動の充実を図る方策について検討を進めます。

- ・ 農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進【再掲】



みたか都市観光協会発行の「みたか散策マップ」等

7 三鷹市産業振興計画 2022 第2次改定の構成



第4章 本計画の内容を確実に実施するための事項

本計画は、令和4年度までを計画年度としていますが、こと経済の分野においては、社会情勢の変化、諸制度の変化、ニーズの変化等、予測が困難な要素が多数存在します。そこで、今後起こり得る諸課題に柔軟に対応していくために、本計画においては下記に示す考え方に基づき、特に施策内容の見直しを行うものとします。

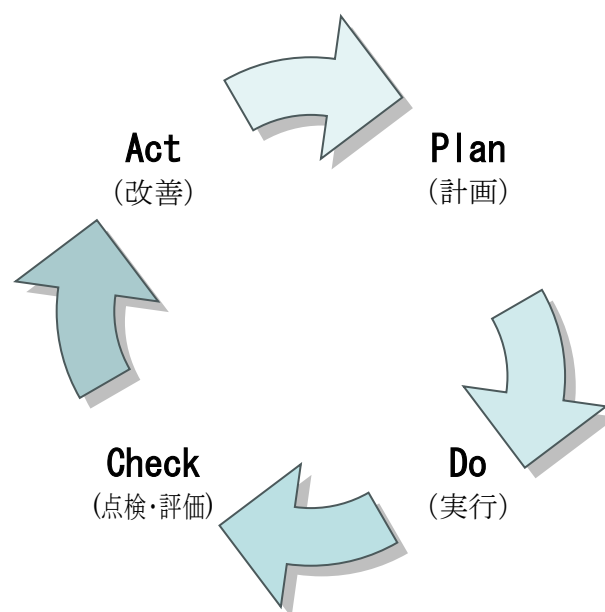
見直す上での根拠については、以下の内容を用いるものとし、各種機関の協力を得ながら定期的に把握を行うものとします。

- 市民や事業者を対象としたモニタリング、ヒアリング、意識調査の実施*
- 各施策の進捗状況の定期的チェックと評価
- 国や都の制度等の検証 等

*：特に市民向けの調査については、定期的調査媒体等を活用し、効率的かつ定期的に把握できる体系とします。

■施策の確実な実施と変化に対応する手法・手順について

具体的には、事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つとして広く用いられている「PDCAサイクル」の考え方をうい、各種変化の中で柔軟かつ確実に施策内容を実施していくものとします。



PDCAサイクルの概念

①Plan (計画)

「実行」(行動方針や予算編成など)、「点検・評価」を行うには事業を実施する上での計画づくりが非常に重要です。

そこで本計画においては、明快に取り組めるよう、特に主要な事業について実施計画書を作成し、次のプロセス実施への根拠とします。

②Do (実行)

- ①で定めた施策内容に基づき、関係機関・事業者等と協働の上事業を実施します。

③Check (点検・評価)

施策の実施が計画に沿っているかどうかを点検・評価します。

具体的には、市民や事業者等への聴取・意識調査の実施や国・東京都等の施策内容の検証、社会情勢の変化等を、「計画実行に基づくメリットを享受すると思われる関係者が満足しているか」という視点で取りまとめ、次のプロセスの根拠とします。

④Act (改善)

前プロセスでまとめた根拠を元に課題を整理し、短期的対策、長期的対策を検討することで、改善に向けた取り組みを整理します。

これら4つの一連のサイクルについて、本計画においては「改善」、すなわち計画期間中の見直しが必要な場合4年ごとに実施することとしています。下記に示すスケジュールのように、計画期間中の見直しは、今回が第2次改定となり、最終の改定となるため、令和4年度には新しい三鷹市産業振興計画を策定することになります。

[今後の「施策の確実な実施と変化に対応する」ためのスケジュール]

年 度	内 容
平成 23 年度	●計画初年度
平成 24 年度	↑ 実 行 ↓
平成 25 年度	
平成 26 年度	
平成 27 年度	●点検・評価／修正検討年度 ●第1次改定計画実施初年度
平成 28 年度	↑ 実 行 ↓
平成 29 年度	
平成 30 年度	
令和元年度	●点検・評価／修正検討年度 ●第2次改定計画実施初年度
令和 2 年度	↑ 実 行 ↓
令和 3 年度	
令和 4 年度	
令和 5 年度	●点検・評価／次期「三鷹市産業振興計画」検討年度 ●次期「三鷹市産業振興計画」初年度



三鷹市自治基本条例(抜粋)

主権者である市民の信託に基づく三鷹市政は、参加と協働を基本とし、市民のために行われるものでなければならない。

市民にとって最も身近な政府である三鷹市は、市民の期待に応え、市民のためのまちづくりを進めるとともに、まちづくりを担う多くの人々が、参加し、助け合い、そして共に責任を担い合う協働のまちづくりを進めることを基調とし、魅力と個性のあふれるまち三鷹を創ることを目指すものである。

三鷹市は、文人たちも愛した緑と水の豊かなまちであり、これまでの歩みの中でも市民生活の向上に積極的に取り組むなど、常に先駆的なまちづくりを進めてきた。

私たち市民は、郷土三鷹を愛し、自然と文化、歴史を大切にし、誇りに思える地域社会を築くとともに、世界平和への寄与、基本的人権の尊重、協働とコミュニティに根ざした市民自治を確かなものとし、日本国憲法に掲げる地方自治の本旨をこの三鷹において実現するために、三鷹市の最高規範として、ここにこの条例を制定する。

(事業者等の権利、責務等)

第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。

2 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。